

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		生活困窮者自立支援相談事業						予算事業名		生活困窮者自立支援事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	生活困窮者自立支援法				
			03	01	01	6101	政策経費						
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業				
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・											
		①生活保障の充実											
		2相談機能や関係機関との連携						担当課係等	社会福祉課				
事業期間		継続（平成27年度～令和 4年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
生活困窮者に対し，就労，その他の自立に関する相談支援を実施し，困窮状態からの早期離脱を図る。							生活保護制度改革に伴い生活困窮者自立支援制度が創設されたことから，生活困窮者自立支援相談事業が開始された。 自立支援相談事業は全国の市町村で実施している。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため，生活困窮者に対し，自立に向けた相談支援を行う。 支援プランを策定し，収納，子ども福祉，障害福祉など関係部署の職員による支援調整会議を開催して，支援内容の検討及びプラン終結時における成果の評価を行う。							市内に居住する者で，現に経済的に困窮し，最低限度の生活を維持する事ができなくなるおそれのある者（生活保護受給者を除く）。						
【事業をとりまく環境の変化】													
リーマンショックを発端とした景気の低迷や，派遣切り等失業者が増加する中で，第2のセーフティネットである本事業の必要性が高まった。生活保護に至る前の段階から，関係機関との連携により本事業を実施し，困窮状態からの早期自立を支援する。													
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
生活困窮者に対する，自立に向けた相談・支援				生活困窮者に対する，自立に向けた相談・支援				生活困窮者に対する，自立に向けた相談・支援					
【委託先】 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 相談支援員 2名(委託分)				【委託先】 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 相談支援員 2名(委託分)				【委託先】 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 相談支援員 2名(委託分)					
■事業費													
			H30年度		R01年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	8,379	9,340						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	2,794	3,114						
歳入計（千円）			11,173		12,454								
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）								
	11	需用費	152		163								
	12	役務費	23		59								
	13	委託料	10,998		12,232								
歳出計（千円）（A）			11,173		12,454								
伸び率（％）					11.46								
備考	総合計画 67ページ 予算書 70ページ												

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	相談件数	件	目標	150.00	150.00	150.00
	生活困窮者、相談数(新規・継続)		実績	79.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	就労による自立	人	目標	5.00	5.00	5.00
			実績	5.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国からの法定受託事務であるため、福祉事務所が実施する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策事業として、行政に関わるべきである。
	手段の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策事業として、行政に関わるべきである。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	必要な支援を速やかに実施することで扶助費の縮減は可能であると思われる。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	生活困窮者を対象とした事業であり、偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	生活保護に至る前の段階で、自立に向けての必要な相談支援が実施されている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国の方針及び指導に沿って実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
生活保護に至る前の段階での相談支援を実施しているが、相談の内容は多岐に渡るため、困窮者の生活実態に応じた適切な就労相談、家計管理などの支援を行うことにより、一定の効果があつた。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
生活困窮に陥っている世帯は様々な要因が影響していることが多々見受けられるため、問題解決に向けて包括的な支援事業を実施していくためには、関係機関との連携を図っていくとともに、相談支援員が各種研修に参加するなどして、複雑な相談業務に対応できる人材を育成していく必要がある。また、ひきこもり対策として一層事業の推進が期待されるものである。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 国の補助事業を活用して事業の推進を図る。事業周知による早期対応，早期解決を図る。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	